

## ○駿東地区交通災害共済組合規約

制定	昭和 42 年 10 月 6 日	地第 1406 号許可
改正	昭和 46 年 4 月 12 日	地第 41 の 2 号許可
	昭和 48 年 2 月 10 日	地第 1163 号許可
	昭和 50 年 4 月 25 日	市第 162 号許可
	昭和 50 年 8 月 4 日	市第 611 号許可
	昭和 52 年 4 月 30 日	市第 55 号許可
	平成 19 年 3 月 29 日	市第 565 号許可

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、駿東地区交通災害共済組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、次の市町をもって組織する。

御殿場市・裾野市・駿東郡清水町・長泉町・小山町

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、交通災害共済に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、沼津市に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 この組合の議会の議員の定数は 8 人とし、関係市町の議会の議員から各 1 人及び関係市町の長（管理者及び副管理者となる市町の長を除く。）をもって充てる。

(組合の執行機関の組織)

第 6 条 この組合に管理者、副管理者、会計管理者及び監査委員 2 人を置く。

2 前項に定めるものを除くほか組合に必要な職員を置きその定数は条例で定める。

(組合の執行機関の選任の方法)

第 7 条 管理者及び副管理者は関係市町長の互選による。

2 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

3 監査委員は管理者が組合の議会の同意を得て組合の議員及び知識経験を有する者のうちから選任する。

4 監査委員の任期は組合の議員のうちから選任される者にあつては組合の議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とする。

5 前条第 2 項の職員は管理者が任免する。

(経費支弁の方法)

第 8 条 この組合の経費及び共済会費の純総額の限度を超えて見舞金を支払う特別の事由が生じた場合に必要の費用は関係市町がその人口割によって負担する。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、この組合の運営に必要な事項は管理者が定める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 4 月 12 日地第 41 の 2 号許可）

この規約は、許可の日から施行し、昭和 46 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 2 月 10 日地第 1163 号許可）

この規約は、許可の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 4 月 25 日市第 162 号許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 8 月 4 日市第 611 号許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 4 月 30 日市第 55 号許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日市第 565 号許可）

（施行期日）

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行後に管理者の属する市町に収入役が在職するときは、その任期中に限り、改正後の駿東地区交通災害共済組合格約第 7 条第 2 項は「会計管理者は、管理者の属する市町の収入役をもって充てる」とする。